

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 9月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申し出について

1. 開会及び閉会の日時

9月11日 午前10時00分 開会

9月11日 午前11時33分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 山田 順子	副委員長 山森 文夫
委員 林 忠男	委員 川岸 勇
委員 川辺 一彦	委員 境 欣吾

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 島崎 清孝

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修	副市長 齊藤 一夫
商工農林 部長 加藤 孝	建設水道 部長 喜田 真二
商工農林部次長 商工観光課長 島田 繁則	商工農林部次長 農業振興課長 津田 泰二
建設水道部次長 土木課長 大浦 信雄	建設水道部次長 上下水道課長 老松 司
農地林務課長 林 憲正	都市整備課長 金森 賢一郎

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 有澤哲郎

主幹
議事係長 石黒哲康

主幹
調査係長 篠島彰宏

議事係・調査係主査 山田なつ紀

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(9月定例会付託案件の審査)

○山田委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開催させていただきます。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、請願2件であります。

まず、受理番号8番 日米貿易交渉の中止を求める請願について、請願要旨を事務局に朗読させます。

○石黒主幹 (受理番号8番 日米貿易交渉の中止を求める請願の要旨朗読)

○山田委員長 それでは、当委員会に紹介議員であります境委員がおられますので、補足説明を求めます。

○境委員 紹介を受けた請願について少し説明をさせていただきたいと思います。

趣旨のとおりですが、まず、第1番目に問題にしたいのは、非常に重要な内容を含んだ交渉だと考えられるのに、その内容について具体的に国民に知らされることがなく話が進んで、大枠合意に至ったというふうに報道され、この9月に開催予定の国連総会の場で首脳会議を開いて署名に至るというふうな道筋だけが示されていると。こういうふうなことというのは、本当に手続としても大変国民に対してまずいやり方ではないのかと、こういうふうなことが横行していくということはやっぱり許されないことだというふうに思います。

それから、農業に与える影響ということでは、ここにもあったとおりなんですが、現実には昨年12月30日発効したTPP11、それ以降、農産物の輸入が激増をしているわけですね。例えば、カナダから5.3倍、ニュージーランドから3倍の牛肉が輸入をされている。1年前の1月と比べると、今年の1月がそういうふうな数字で伸びを示していると。EPAにおいて同じように、例えば、1年前に比べると豚肉がEUから1.

62倍というふうな形で輸入をされているというふうなことになっています。

これに加えて、アメリカと協定を結んで、トランプ大統領はTPPには縛られないというふうなことも言うておられるわけだから、TPP並みというふうなことに仮になったとしても、まさに異次元の貿易自由化というふうな形になってしまうと。昨年平成18年度の食料自給率が政府から発表されましたけれども、37%、史上最低を更新しています。こういうふうなもとでこのようなこと、さらに市場を開くというふうになっていったら、本当に日本の農業は壊滅的なことになってしまうのではないかと、こういうふうな交渉は直ちにやめてほしいというのは、そのとおりだと思います。

○山田委員長 それでは、このことについて、質疑、御意見はございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、今、境委員からもお話がありましたとおり、着々とこの貿易交渉が動いていっているのは事実であります。私たちも、もちろんその場に居合わせているわけではなく、報道などを聞きながらこの件について理解を示しているところでありますが、先ほども境委員が言われるように、先月の8月23、24にかけて、日米閣僚会議が行われ、大枠合意がなされたことは皆さん、御承知のところだと思います。

その合意内容には、一部の農産物について関税をTPP水準まで引き下げるとありますし、だけど、対象物はTPPよりも絞り込むというようなふうに報じられております。要は、請願の趣旨にもあるような、アメリカ大統領が言うTPPには縛られないという意気込みも示されてはおりますが、そこまでは毛頭至るような内容ではない。また、日本から米国に輸出される自動車の関税撤廃も見送られるというふうに報道されていることから、この後、両首脳による合意がなされるところでありましようが、まだ、日本の農業が壊滅的な打撃になるようなことにはほど遠いのではないかとというふうに私は思っております。

そのことからいたしまして、この請願は時期的に遅いというふうに考えることから、私は不採択を表明したいと思います。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 この問題というのは、結局、日本がアメリカからの輸入・輸出ですが、それが大きな赤字となっており、676億ドルという赤字。例えば、日本車の対米生産台数は170万台に対して、アメリカからは10万台という状況の中で、赤字の多くの問題は、自動車の例のように多くの工業製品の輸入・輸出バランスに起因しているのではなか

ろうかと思っています。

そこで、私は、農業を守るという観点からは、この趣旨についてはわかるんですけども、皆さんもよく考えていただきたいのは、農業の自給率ですけども、昭和40年代、これは76%あったと、そして、平成2年になると52%、そして、昨年度を見ますと37%ということです。これは何かということ、食と農という問題について、やはり国民がみんなで話し合っていかなければならないと。ただ、関税率の問題ということ、を言われるということは、ちょっとおかしいのではないかなと思っています。

2018年にTPP交渉、12カ国と締結したところであります。これにはアメリカは入っていません。日本は、FTA、全て結んでいます。貿易自由国として、これはやはり守るべきことであるし、単なる農産物ということで反対する、請願するということは、ちょっと危険ではないかなと思っています。そういう意味では、国民的な合意を求めて農がどうあるべきなのか、そういうことをしっかりと議論していくことが大事ではないかなと思っています。ですから、この請願については、川辺委員と一緒に立場でございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに御意見はございませんか。

それでは、請願の処理についてお諮りいたします。受理番号8番 日米貿易交渉の中止を求める請願について、これを採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

次に、受理番号10番 豚コレラの対策を求める請願について、請願要旨を事務局に朗読させます。お願いいたします。

○石黒主幹 (受理番号10番 豚コレラの対策を求める請願の要旨朗読)

○山田委員長 なお、この請願につきましても、当委員会に紹介議員であります境委員がおられますので、補足説明を求めます。

○境委員 豚コレラの問題については、昨日の本会議でもその議論がされたところです。いろいろな経緯については、既に議論をされているところだと思うんですが、その本会議が終わった後に、またニュースが飛び込んでまいりました。富山県から野生イノシシ5頭に陽性反応が見られたというふうなことで、そのうちの1頭がまたしても砺波市ということで、東別所から出てきたというふうなことで、川を渡らないというふうな

言われていたのですが、立山でも発見をされて、まさに私たちが野生イノシシをコントロールすることがなかなか難しいというふうな事態が一層明らかになったというふうに思います。

それで、従来どおりの防疫を一生懸命やるというのは当然なので、引き続き野生イノシシに経口ワクチンというふうな対策も行っていくべきというふうに思いますけれども、昨日も言いましたけれども、これだけの対策をやれば絶対に豚は大丈夫だというふうな保証が得られないということですね。しかも、どこまで我慢していれば、この事態が避けられるのかというふうな期限も全く想像ができないと。こういうふうなことで現在、事態が進んでいると思うんですね。

市内の養豚業者からお話を伺っていたんですけど、既に、後で補償はあると言いつつ、自費で700万円を投入して対策を打っていると。それで、雨が降るたびにまいた石灰をまき直ししなければいけないし、ネズミ1匹入れないというふうな防御ネットもやっている。本当にやれることは精いっぱいやっているんだというふうにおっしゃっているんですが、だけれども、安心ができないので、本当に、毎朝、大丈夫だろうかというふうな切実な思いで、毎日を過ごしておられると。

しかも、ちょっと深刻だなと思ったのは、今囲っておられる豚というのは、いわゆるハイブリッドで、野菜のF1の種みたいなものなんですね。母豚は、子どもを産んでくれますが、その母豚がいわゆる寿命が来て次の子どもが産めなくなったら、その母親の子どもからまた子どもをつくらせるということができないということになっているんですね。ただ、種豚を更新していかないと続けていかれないわけですが、その種豚を配給してくれる業者が、監視区域になっているところには入らないというふうに言っているというふうなこともあって、こういうふうな状態が長引くと経営が本当にいけないというふうに言っておられるわけなんですね。

なので、昨日も言っていましたけれども、野生イノシシに対する経口ワクチン等々で、今のやり方を進めていくということとあわせて豚にもワクチンを打つという両面でやっていかないと、安心できるというふうな状況はいつまでたっても来ないというふうなことです。切迫しているので、いわゆる地元のほうから、今、地元はいろいろあるわけですが、それぞれのところからぜひそうしてほしいという声を一生懸命寄せていくということが、今、国も検討しているということですので、決断を早めるというふうなことにつながっていくと思うんですね。ぜひそういう趣旨で請願を採択していただきました

いということです。

○山田委員長 それでは、このことについて、皆様の質疑、御意見はございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 今も境委員からありましたとおり、本当に生産農家さん、養豚農家さんは、日々大変な思いをしていらっしゃることは、私たちも想像できるところでありますし、本当に心が痛む思いであります。

この豚コレラは、私も調べさせていただきましたけど、平成4年まで国内で確認されていたと。そのころはワクチンも広く使われていたのですが、その後、ワクチン投与は中止して、平成19年にはウイルスを完全に封じ込め、ようやく平成27年に日本国は養豚に関しては清浄国となったというようなことであります。

この清浄国ということが、やはり海外の他国に対して強く輸出をしていける要素でもあるし、また、海外からの輸入に対して拒むこともできるというようなことを今、政府は1つの判断基点として考えておいでのようであります。

もちろん、富山県にしても養豚団体や関係団体から県知事のほうへ既にワクチン投与の要望が出されており、県知事も国に対して早々にワクチン投与の要望を出していらっしゃるのが現状であります。本当に毎日のように豚コレラに対する新聞報道がなされる中で、今は国の判断を待つ、または国に対して早く判断しろという各関係県からの要望も随時出ている状況を見ますときに、現時点、私どもの議会からすれば、継続審査としてこの請願は扱うべきというふうに私は考えております。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 今、川辺委員からあったとおりでございます。この問題というのは、昨年の9月9日、岐阜県であったとき、そして、情報の中でも言われているとおり、1日に420メートル、感染範囲が広がっていくという統計も出ているわけです。今、川辺委員が言ったように、やはり今、行政も含めてですけれども、その阻止に向けて一生懸命頑張っているという状況でもあるし、また、生産農家のことを考えると、非常に心苦しい面もございます。

ただ、国際的な問題も含んでいる状況でございます。清浄国になっている状況の中で、ワクチンを打ったことによって貿易に支障を来すような状況になると、また困るなど。そして、9月3日に全国知事会議の中で、福井県知事、石井富山県知事も農林水産省のほうへ陳情をしているわけです。ここらの経緯も十分わきまえる。ワクチン等の確保、

それから拡大を防ぐための施策を十分やっていくことが大事ではないかなと思っています。

そういう意味では、いましばらく推移を見守りながら、このことについては継続審査としたほうがどうかというふうに私は提案します。

○山田委員長 あと、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 それでは、請願の処理についてお諮りいたします。受理番号10番 豚コレラの対策を求める請願について、これを採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手少数であります。先ほどから継続審査という声も聞かれました。

それでは、お諮りいたします。継続審査に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手多数であります。よって、本請願は継続審査と決しました。

山森副委員長。

○山森副委員長 今ほどの請願については継続審査するということになったわけであり、これまで養豚業者の現場においては、石灰を散布したり、また、ネットを張ったりして侵入を防いでおられるわけですが、さらに強化して、このことに予算措置も図られて、しっかりと防衛体制をとってあげてほしいなど、このように思っております。継続審査に補足してこのことも申し上げたいと、このように思っております。

○山田委員長 それでは、改めて申し上げます。よって、本請願は継続審査と決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

(市政一般における本委員会の所管事項について)

○山田委員長 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見を求めたいと思います。

発言される方は、どうぞ。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、津田農業振興課長にお尋ねをいたします。

昨日までの一般質問の中でいろいろ御答弁もいただいている、そういう流れの中でま

た再度確認という思いと要望という思いで発言をさせていただきます。

まず、捕獲イノシシの処分についてです。

御答弁の中でも、できる限り焼却というお話があったかと思います。でも、今の砺波市にある焼却施設を利用するには、やはり限界がある、限りがあるというようなことから、埋却処分も当然やっていかなければならないというようなことであります。

私がいろいろお聞きしている中では、通常の状態であれば、イノシシは、解体して必要な部位をとった後、残ったものを埋却していらっしゃるというようなこともお聞きしておりましたが、今のこの現時点では、もちろんそういう部位はとれないもので、要は、100キロ近いものを埋却する場合は埋めなければならないということだと思っております。それに対して、要は、捕獲隊の皆さん、行政関係者の皆さんの御苦勞たるものは大変なものがあると思っていますよ。

まず、その埋却に対しては、重機等はお使いになっただけなのか、または、やっぱりあまり道縁とか、そういう人目につくようなところは多分避けていらっしゃると思いますので、山中などに入っていくのではないかと思います。そこら辺の対応はどのようにされているのか、まず、お聞きしたいと思います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 川辺委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、捕獲イノシシの処分の仕方ですが、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針というものがございまして、この指針に基づきまして、野生イノシシ群におけるウイルス拡散防止対策といたしまして、捕獲された野生イノシシは、焼却または埋却も含め適切に処理することということに定められております。

これによりまして、本市におきましては、まずは、焼却処分を優先いたしております。焼却処分の方法には、今までも御答弁させていただきましたように、クリーンセンター、または斎場のペット用火葬炉で焼却処分をいたしております。

まず、クリーンセンターにおきましては、幼獣を処分いたしております。これは、議会の答弁でもお話があったと思いますけれども、これらにつきましては投入口が小さいということからクリーンセンターのほうで処分をさせていただいております。

また、斎場のペット用火葬炉につきましては、これは斎場とは別な建物で、斎場に入っていきますと、右側のちょっと奥のほうに建物がございまして、こちらのほうに建物がございまして、こちらでは、成獣や死亡した野生イノシシで特に大きいものでござい

す。特に大きいものといったらどの程度なのかということでございますけれども、基本的には、幼獣といいますのは背中にまだ模様が残っているもの、いわゆる6カ月未満のものをクリーンセンターで取り扱い、それ以上のものは斎場のペット用火葬炉で焼却処分をしているということで、まず、焼却処分を優先しております。

そこで、焼却処分し切れない場合には埋却処分ということで、御答弁させていただきましたように、特に大きいものについては埋却処分ということでいたしております。

なお、この埋却処分につきましては、県の指導に基づき適切に埋却処分ということをお願いしておりますが、先ほども御質問にございましたように、質問の中では解体ということがあるかと思えます。解体につきましては、ウイルスを拡散することになりますので、解体はせず、県の指導に基づきまして埋却処分をするということでございまして、幅1メートル、深さ1メートルのところに消石灰を散布いたしまして、動物を入れて、また消石灰を散布して、覆土を50センチ以上必ず保つようにして埋却処分をいたします。覆土、土かぶりといいますか、土をかけた後は、その後も消石灰を散布いたします。

なお、この幅1メートル、深さ1メートルにつきましては、重機で採掘をいたしております。この費用につきましても、県の予備費のほうでそういった対策費用ということで見ていただいております。費用は賄われているということでございます。

なお、先ほど申しあげました焼却処分につきましては、基本、1頭ずつ、幼獣とか1頭とか、成獣でも1頭とかということでやっているわけでございますが、斎場のほうなりから御理解をいただきまして、炉に入るようであれば、場合によっては2頭入れてもいいよということで、今、調整を行っており、なるべく埋却をせずに焼却処分をするようにということで調整を図っているところでございます。

あと、埋却の場所でございますけれども、先ほど道路縁というお話もございましたが、確かに道路縁は大変便利でございます。ですが、人目につきますので、なるべく埋却する場所につきましては、各地区自治振興会長さんに御相談をいたしまして、自治振興会長さんがこの場所でどうだということで選定していただいた場所でございます。その場所につきましては、道路より若干入った場所でございます。そんなにも負担にならないような場所というふうに思っております。

なお、これらの捕獲の確認、とめ刺しなり埋却の確認等につきましては、実施隊の方及び市の職員も一緒になって全ての作業を行っております。埋却の深さも全て確認しております。その場所においても確実に処分をするということで、本市ではそのよう

に行っております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 詳しくお答えをいただき、ありがとうございます。

まずもって、重機を使っていらっしゃることがわかりました。大変いいことだと思います。本当に捕獲隊の皆様、そして行政関係者の皆様、あれだけの大きさのものを処理していくのには重労働なことだと思いますので、そのことについて心配をしたところがあります。

そして、今もお話がありましたが、やはり焼却することがいいんだと。特にこういうウイルスに感染しているのか、していないのかわからない危ういものとはいうようなことになるんですが、そういうことからしますと、今のペットの火葬場、担当部署分けからすると農業振興課の話ではないかもしれませんが、火葬場にそういう鳥獣専用のものを、この機会にお増やしになる。または、広域の自治体の皆さんで同じ悩みを持っていらっしゃると思うんですけれども、そういう中でそのような火葬をする場所という話はまだ出てこないものでしょうか。また、この機会にそういうことを進めていく話もあってもいいのかなというふうに思うんですが、その件に関しては、津田課長、どのようにお考えでしょうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 いわゆる有害鳥獣といいますか、イノシン用の新たな火葬炉の建設ということにつきましては、私たちは、農業振興課のほうでは今御答弁できない部分かなというふうに思っております。今後の動向を見ながら、状況、または関係課とも判断するしかないかなというふうに思っております。

また、埋却の場所、先ほど言いました、例えば、共同ということにつきましても、今現在、やはり各市でやっているのが一生懸命な状況でございまして、例えば、隣の南砺市なり小矢部市と共同でそういったような埋却場所というのは、今現在考えておりませんし、そんなような話もありません。

ただ、私たち、基本的な考え方といたしましては、埋却については、その場所ですといますか、その地区で捕獲されたものについては、その地区で適切な県の指導に基づいた処分の仕方によって適切に埋却するというのが適切だというふうに考えておりまして、ただ、埋却についても、先ほど申し上げましたように、実施隊の方と職員が必ず確実に

適切に処理するという事で努めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。

広域にわたる埋却というのよりも焼却というような言い方を私はしたんですけど、今の状況でよくわかりました。まだ、そういうようなところまでは至っていない。あくまでも捕獲した地域で捕獲したものを処分するという思いで動いていらっしゃるがよくわかりました。大変でしょうが、これからも進めてやっていただきたいと思います。

以上であります。

○山田委員長 林委員。

○林委員 埋却されるときは、土地所有者がいるでしょう。土地所有者の絡みはどういうふうになるの。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 林委員の御質問にお答えいたします。

土地所有者につきましては、地区自治振興会のほうで選定していただきまして、土地所有者の了解を得て実施いたしております。

以上であります。

○山田委員長 あと、ございませんか。

それでは、新たな質問ということで、どなたか、御質問はございませんか。

林委員。

○林委員 津田農業振興課長にお尋ねしたいんですけども、砺波市内に耕作放棄地の面積は大体どれぐらいあるのか、お尋ねしたいんですけど。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 林委員の質問にお答えいたします。

現在、耕作放棄地の面積につきましては、約28ヘクタールございます。

以上であります。

○山田委員長 林委員。

○林委員 県では、平成18年で県内で334ヘクタールあるというふうに新聞では報道されているんですけど、砺波、少ないですね、前提からいうと28ヘクタールなんていうのは。私は、気になった記事を新聞で見ました。今日、明日という話ではありません

けれども、荒廃された農地なり耕作放棄田を、バイオマス燃料に使いたいという業者が射水市の新湊のほうにいます。これは、グリーンマテリアル北陸という会社なんですけど、これは、今からそういう放棄田であるとか放棄地を買ってバイオマス燃料をつくりたいと、こういう話がどんどん進んでいるようでありますので、こういう点については、砺波のほうにもこんな話が来ているのか、来ていないのか、そこをお尋ねしたいなと思います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 先般、今ほど申し上げられました株式会社グリーンマテリアル北陸という、射水市にある企業でございますが、こちらのほうにどのような事業をやっているのかということをお聞きいたしました。

林委員が申し上げられましたように、木質バイオマスということでございまして、山の木をチップ化いたしまして、それを燃料にして発電するというところでございます。この企業の考え方といたしましては、土地所有者の方が年をとって山林の維持管理ができないよということになったものについて、御相談があれば私たちは会社で、なら買いましょうということをしているということでございました。そして、その山林の中の、例えば、住宅用に使える木とかというものがあれば住宅用の木として使っていくし、間伐したりとか使えないような木については、この木質バイオマスの燃料のほうにチップ化して使っているということでございます。

ただ、木の伐採ばかりしていると、山の木がなくなってしまうので、新たに植林も行いながらこういったような木質バイオマスということで、燃料の再生ということを行っているということでございます。

ただ、この企業の方が申し上げられましたのは、あくまで私たちは、山林の後継者もいなくて山林を売りたいんだという御相談があった場合に、初めて私たちは御相談にに応じているということでございまして、積極的に行っているわけではないというふうにお聞きしております。

以上であります。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 今ほど耕作放棄田が約28ヘクタールという報告があったんですけども、最近、市街地でも非常に増えてきているという状況を聞いていますけれども、この対応、要するに、薬害とか薬とか、そういうことで耕作放棄田が増えているというようなこと

も聞きますけれども、その対応の実態はどうなっているのか、お聞かせ願います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 川岸委員の御質問にお答えします。

市街地につきましては、今ほど申し上げられましたように、近年、やはり少しずつ担い手の方が耕作できないということから増えてはいるというのは現実であります。これにつきましては、担い手の方がそちらで農業をやりたくてでも、やはり何らかの事情で、例えば、農薬をまいていったとか道路が汚れるなど、いろんな事情からできない環境になってしまったというふうにお聞きしております。

それらにつきましては、私が現在、把握している状況では、土地所有者の方自らそういった管理をしていただける方に頼んだりして、改めて管理をなされている、または、自らがそこを、例えば、草を刈ったり除草剤をまいたりとかということによって管理をしているということによって現在お聞きしております。

以上であります。

○川岸委員 わかりました。

○山田委員長 この件に関し、よろしいですか。ほか、ございませんか。

山森副委員長。

○山森副委員長 では、質問項目を変えまして、国道359号の東バイパスについて意見を述べたいと、このように思っております。

東バイパスというのは、高道から芹谷の約6キロメートルを言うそうでありまして、芹谷と頼成区間が、市の大変な努力において本年度中に完成するという運びになってきております。この間、工事、2年か3年かかったというふうに思っていますが、この間に359号を取り巻く環境というのは、目まぐるしく変わってきているというふうに思っています。

言うなれば、他市のことはともかくとしてでも、他市のほうにおいて、インター近くにおいて大きな工業団地を造成している。砺波市においても、一昨日の質問において、柳瀬地内の工場適地を団地化したいと、こういうような意向も示されたところでありませう。

また、高速道路として比較というんですか、変わってきて、通行する車両の制限が撤廃されまして、フル規格でインターチェンジ（IC）へおりてくることも可能。相当違ってくるのではないかなというふうになっています。

何を言いたいかという、高道と頼成地内というか、柳瀬地内ですかね。この間が、4車線化がまだなされていないということでもあります。2車線化ですごく交通が激しく動いておりますし、現在、用地は国土交通省で取得しているわけでもありますから、先ほど言いましたように、状況がすごく変わってきているということでもあります。いち早く、それこそ芹谷の梅檀野の丘陵地帯が終わったら、切れ目なく下へおりてきていただいて、4車線化に向けた取り組みを急いでいただきたいと、このように思っています。

何でこの話をするかといいますと、より具体的に申すならば、早くあそこ、4車線化にならんかな、そうしたら、私は、あそこの新規事業というか、そういうものを企ててみたい、そういう方というのは1社のみならずおられるのではないかなと思うんです。そういう企てというんですか、そういう計画を持った人が。それにやっぱり見えてからでは遅いので、見える前からそういうことに対応して行っていただきたい。そうすることが、それこそ砺波市のもう一つ上の砺波ができ上がってくるのではないかなと思っていますので、その辺の見解、また、状況をお聞かせいただきたいと思います。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 今ほどの山森副委員長質問にお答えいたします。

話が本当に大きな話ですので、なかなか担当課のほうから答える部分はないかと思いますが、今ほどの359号、高道から芹谷地内まで6.1キロのうち4.5キロについては暫定2車線ということで、今、富山県が管理しているところでございます。暫定2車線を4車線化するということにつきましては、従来から今後の交通状況を勘案して推進するという考えが県のほうでもあるというふうに聞いておりますので、そういったものの認識といいますか、それも市としても共通認識として推進していくというか、要望していきたいなというふうに思っております。私のほうから言えるのは、こういう回答でございます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 担当課長としては十分な答弁だと、このように思っております。

背景的には、東海北陸自動車道が4車線に着工して、近いうちに4車線化になる、完成するだろう。そういうときになると、この359号の役目というのは、さらに重要になってくるわけですね。やっぱりこういうことに十分に対応できるように、砺波市としてどうしていくんだと。今、砺波市を取り巻く政治土壌というんですか、政治ですかね。市長を中心にされまして、政治的にも大変いい土壌で、県議、国会の先生方、大変いい

状況でなっているわけでありまして。このときこそしっかりと陳情要望、事業を押し進めていくべきだと、このように思っております。

市長に答弁をいただいているのかどうかわかりませんが、意向をお尋ねできればと、このように持っております。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 道路の今の4車線化については、基本的には昔と違って具体的な需要とか具体的に台数が増えたということがない限り、動かないと思います。例えば、あれかもしれません、小矢部のアウトレットの前が急遽なりました。あれも、そういうものが来て増えるということで、間違いなく増えたわけです。現在の359号の高道と、計画は橋の手前までですか。じゃ、渋滞がひどいかというと、そんなことはないですよ。タイミングとして、たまにそういうことがあるかもしれませんが。

例えば、いろんな手があると思う。一発で4車全部というのは難しかったら、例えば、どこかの交差点が特別混むというときには、例えば、交差点改良その部分だけをダブルの右折レーンをつくるとか、そういうようなことが、今も大体、右折はほとんどレーンがあると思うので、そんな渋滞している状況から言うと、なかなか国に、すぐ4車線に取りかかってくれという感じではありませんので、とにかく、皆さん、使い倒してください。

行くときは、坪野小矢部線のほうへ回らんと、こっちへ回って359号を渡って、渋滞していただいて、大変だ、大変だという実態がないといけない。だから、昔のいけいけどんのときはそういうのがあったかもしれませんが、そういうことでしっかり交通量を増やして堂々と言えるようなことにしなくちゃいけないと思います。

それともう一つ、事業展開の話もありましたが、現実的にあの沿線は、ほとんどが農振、農用地のがんがんなところですので、簡単に、ちょっとここで会社を始めるというのは難しいエリアです。ですから、きちっとした地域計画をつくって開発に向かうということしかできないと思いますので、そういった意味でも、今おっしゃった点は、大変これからの伸び代になるところだと思いますけれども、簡単に4車線にはならない。しばらくは、コスモスとヒマワリを楽しんでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山森副委員長 ありがとうございます。

○山田委員長 ほか、ありませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、続いて、また、大浦課長、よろしくお願いいたします。

山森副委員長のようなグローバルな話はできませんので、私は猫の額ほどの話でいきたいと思っております。

今の国道359号東のバイパスの件であります。関係される皆さんは御存じなのかもしれませんが、私どもやはり遠いところに位置している人間からすれば、今これから今年中に開通するであろう東バイパスに対して、既存の道路がどのように接続されるのか、心配というよりも気になる部分があります。

例えば、今、頼成から市道頼成三合線がずっと丘陵を駆け上がって信号機へたどり着くところに、現在に国道359号と県道の大門井栗谷線が交わる交差点がありますよね。結局、その横に新しくバイパスが通り、もちろんそこも十字路になるはずなんですが、例えば、まずもって、その信号の位置関係はどうなるか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 今ほどの川辺委員の質問にお答えします。

まず、交差点の状況、今の信号の状況ですが、現在の三合の交差点の中央部から富山側に約50メートルのところ、新しい359号の交差点が設置されることとなります。信号機につきましては、現在の三合の交差点の信号機をそのまま移設するということとなりますので、信号機のほうは新しい交差点に移設するという形となります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうですよ、2つ並ぶわけではないって思っていたんですが、そうなると思います。そうなれば、移設する側の現在の十字路なんですけど、頼成から市道頼成三合線としてぐるっと回りながら今のバイパスにも、途中、接続されるように上がってきていますが、その線は、要は、途中で東バイパスに接続されると思いますので、その先、十字路から下へ下がっていった東バイパスまでの部分は要らないのではないかと。要らないというより、あまり通さないほうがいいのではないかと。現在の十字路は3差路ではないかというような思いにもなるんですが、そこら辺は今どう進んでいるんでしょうか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 市道三合頼成線から伊加流伎大橋上流部の359号へ侵入する交差点

につきましては、先ほど言われました下からの徳万地内から坂を上ってきたところ、また、上から、三合新から来たところ、両方カーブになっていますが、この侵入につきましては、全て左折のみの通行というふうになってございます。

ただ、小型特殊自動車だけ今のところ横断できることになるというふうに言われています。この通行規制につきましては、昨年9月から国、県、市と、あと、県警本部の交通規制課と、あと、砺波警察署、そして地元の地区自治振興会のほうと現地確認等を行ったり、協議を行いまして、最終的には指定方向外進入禁止で、左折方向だけということで小型特殊車両を除くという規制として、本年6月に地元の方との協議を経て御承諾といたしますか、御了承を得たということになっているところでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 新しいバイパスは、もちろん中央分離帯はないですよ。ポールも立ちませんよね。であれば、小型特殊は真っすぐ行けるよ、車は左折しなさいよということになるんでしょうが、どんなものだろうなって思ったりはします。

ただ、バイパスが動き始めれば、そこがメイン道路のなるということは間違いのないと思いますので、また交通事故等が起こらないような配置にしてやっていただければなという思いであります。これは要望です。

次に、伊加流伎大橋、すばらしい橋ができました。あそこは、もちろん下に土を積み上げたところではないので、多分、冬場凍結が予測される場所です。もちろん、勾配もあるんですけども、そちらに対する冬場の対応はどのようにお考えでしょうか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 国におきましては、開通までにとなみ野大橋から頼成北交差点、そして、今ほどありました伊加流伎大橋の車道部分及び歩道の片側部分に、消融雪装置、消雪の設備を設置することになっており、伊加流伎大橋につきましては、歩道部分は無散水融雪になります。その水を利用しまして、車道部分について散水方式で消雪するという方式になっております。

以上です。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 伊加流伎大橋の上の部分はどこまで、上部ずっと。

○大浦土木課長 伊加流伎大橋の上流部、本当に伊加流伎大橋を越えたところからは消雪はありません。伊加流伎大橋までになっています。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 あそこの地形からすれば、先ほど言っていた信号機まで入っていてもよさそうな気がするんですけど、そこら辺は話はなっていないんですか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 今ほどの御質問の上流部から旧359号までの交差点、約230メートルにつきましては、実は、富山県と砺波土木センターのほうに、市からもぜひ消雪装置をつけてほしいということで要望しているところがございますし、地元からも土木センター等にも要望されるというふうに聞いているところがございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 ぜひとも、それは要望しておかれるべきだと思います。あの部分は、間違いなく上り坂になっているというふうに考えております。

以上であります。ありがとうございます。

○山田委員長 あと、御質問等ございませんか。

境委員。

○境委員 一般質問でも話をした内容なんですけど、漠然とした話かもしれませんが、市内の経済の活性化ということを考えていったときに、さまざまな産業間での経済連関というふうなものが重要だというふうに思っているわけですが、昨日の加藤部長の答弁の中でも、いわゆる産業連関を図るためにさまざま努力をしているというふうな話がありました。

私は、そういった努力をしていることが、現実に例えばこういうふうにして数字で見るように前進をしてきた。もしくは、現在の状態がこういうふうなところでまだまだ不十分なところがあるなどというふうなことがわかるようにするというか、そういうふうな指標を持つというか、そういうふうなことがやっぱり大事ではないかなと。そうすると、多くの人が、よし、こうすればいいじゃないかと、もっとこういうふうなことができるんじゃないのかというふうなことを、共通の思いを持って臨んでいくというふうなことでもできるのでないのかなというふうに思うわけですね。

漠然とした話で、じゃ、どうすればいいんだというふうなことなのかもしれませんが、市内での経済連関がどの程度進んでいるのかというふうなことについてはかる物差しというか、そういうふうなものを考えられないかという話ですが、いかがでしょう。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今ほどの境委員の御質問にお答えをいたします。

産業連関を市レベルでもっとわかるようにならないかというふうな御質問かと思えます。一般質問の中で委員が御紹介された本の中にも多分書いてあったかと思うんですけども、市が産業連関をつくるには、かなりの経費、そしてかなりの時間を要するというふうに書かれていたかと思えます。それをサポートするために、国のほうでは、産業連関RESASというシステムを紹介して、それを参考にお金の流れを見てくださいということで、そういうシステムが開発をされております。

新たにつくるということではなく、今あるシステムを活用しまして動きを見ていきたいなというふうに思っております。そして、実際、答弁でもお答えさせていただきましたけれども、第2次の商工振興計画の中では、それをお示しし、実際、その表を載せて、こういうふうな動きなんだよということを、こういうデータをやっぱり一般の人に見せても、なかなか理解はしていただけない。それはやっぱり専門といいますか、そういういろんな団体の代表の方でそれを考える。大いにそういうものを参考にして、それについて話をしていく。意見をいただいていくというのがいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○山田委員長 境委員。

○境委員 RESASの話も出てきましたが、質問でも言いましたけど、全般的な傾向は出てくるというふうに思うんですけど、多くの人たちと具体的にかかわりながら問題意識を共有していくというふうなことになったときに、一般的な、大体砺波市はこういう傾向ですよというふうな話ではなくて、例えば、農産物だとどういうふうに流れていっているのかと、生産から加工から消費というふうなことがあると思います。農産物に限らないわけですけど、この分野だとこんなふうにして動いていっているなというふうなことを追跡して追いかけていくと。全部を一気に理解するということは難しいと思うんですが。そうすると、そこにかかわりを持っている人たちと思いを共有するというふうなことができるのではないのかなと、例えばの話なんですけど。そんなふうなことを、よし、この分野がちょっと大きなウエートを占めるところとか、大事なところ、もしくは、砺波で大いにアピールしていける可能性があるところじゃないのかと、そんなふうなところに狙いをつけて追いかけていく、追跡をしていくなどということとはできないのかなというように思うわけですけど。

○山田委員長 済みません。境委員、もう少し簡潔に、質問をしていただきたいと思います。

島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今、境委員さんも実際につくっていらっしゃる、例えば、大門素麺とか、そういうものを1つ、それはとなみブランドでもありますし、砺波の大事な特産品であります。そういうことで、できるのかどうかということも、実際そういうことをやったことがないものですから、ぜひ、そういう大門素麺をつくっていく中で、これはどこから仕入れていって、どこへ出ていくのか。そういうことが、もし、本当にやるといふことになれば、境委員さんの協力もいただきながらできればいいのかなと。本当にどのぐらいのといいますか、労力であったり時間であったり、本当にそういう負うことができるのかということも、それで検証できればいいかというふうに思います。その節には、またよろしく願いいたします。

○山田委員長 あと、よろしいですか。

境委員。

○境委員 全く無関係ではないのですが、項目の中ではいわゆる独自色のある産物や営みを市や地域ぐるみの取り組みに広げていくというふうなことなんですが、今たまたま大門素麺の話をしていただきました。大門素麺の原料といたら小麦になるわけですが、その小麦の産地というと7割はアメリカということになりますね。あと、3割はちょっと前までは群馬産だったんですが、現在は群馬産が半分、それから砺波産が半分ということで、大門素麺全体の15%は砺波だというふうなことになるのですが、私は、やっぱりせつかくなら、まず最初に残りの15%、国内分、これも砺波市内でつくれるというふうなことができないかなというふうなことを思ったりしています。

そうすると、そのために転作の条件がどうなのかと。要するに、大麦をつくるのと小麦をつくるのでは、条件がちょっと違ってきたりするわけですね。そういうふうなものを、小麦を栽培するほうでカバーできるような手だてがないのかな。あるいは、いわゆる制度でそこを補助していくというふうなことが何か仕組みとしてあるのかなというふうなことであるとか、それから、素麺というふうなことと言うならば、今、独自の専用のだしというふうなものを全く外部に委託をしているわけですね。原材料から製品になったもので、全部県外から求めているというふうなことがあったりするけど、これはちょっと残念だなというふうに思っていて、市内のできたものを加工して、だしをつくっ

ていって、それで大門素麺のセットというふうな形にできればいいのになというふうなことを思ったりしていたんですね。

そうすると、そこにいろんな人たちがかかわってきて、交流をして、また、1つの流れをつくることができるのかなど。規模は大変、そんな大きくはないですけども、具体的に思いつく、そんなふうなところから、話し合いを進めていった、こうできる、ああできるというふうな話ができればいいなというふうに思っているのですが、そういうふうなものをつくる仕組みに、上手に行政がかんでいただくというふうなことはできるのかなど。もちろん、やる主体が、その気がなかったら、全然話は進まないことだという事は、よく承知しているんですけども。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今ほど言われた例、大変いい話だと思っています。まずは、地域で原料をつくられて、それを地域で生産されて、それを農家レストランなどで食べていただく。6次産業化の実現につながっていくということは非常にいいことだと思っています。

市としては、これまでも、そういう地域の皆さんが頑張ってください。例えば、空き家対策であったり農家レストランの立ち上げに対しても、市は、地域の皆さんと一緒に組織をつくって、そして運営するという、そういう、1人でなくてみんなでやることに対して、市は一生懸命これまでも支援をしてきました。ぜひ、今言われたことの実現、だしを地元でつくられる。そういうようなことであれば、どういう形になるかわかりませんが、ぜひ、サポートをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山田委員長 これに関連してございませんか。

次、ございませんか。

山森副委員長。

○山森副委員長 市長のほうから頑張ってくださいねというお話もありましたので、頑張っていきたいと、このように思っております。

次の質問は、昨日、一昨日と代表質問、一般質問でありました。庄東地域、それぞれ4つの地区自治振興会、それから、また田んぼの持ち主が一緒になって取り組もうとしておられる。取り組んでおられる庄東地域の人口の増対策。いや、むしろ増ではなくて減対策にこれだけのことを、熱意というか、地区を挙げて取り組んでおられるわけであ

ります。

いろいろなハードルは、代表質問、一般質問で述べられておりました。当局見解、市長見解においては、いろいろなハードル、ちょっと無理なこともあるようなこともおっしゃっていましたが、いろいろなハードルについては、新年度に向けて一つ一つクリアをしたという答弁だったと、このように思っております。

そこで、委員会として、ああ、そうですかという部分より、そこまでは議会としての役目、機能していないのではないかなと、こんなふうに思っていますので、地区の意向といたしますか、地区の思いを少し代弁したいなと、このように思っています。

4つの地区自治振興会が、そしてまた地主さんが1つの事業に取り組まれるということは、砺波市においてかつてはなかったことではないかなと、こんなことはなかったことであろうというふうに思っています。何としてでも、やっぱり転入者を図って、庄東地域の元気といいますか、活気をつくりたいと、こういうことであります。

事業規模、ちょっと触れますけど、2.5ヘクタール、2町5反ですよ、簡単に言えば。その中に75区画を設けると、こういうことであります。言うならば、完売されるというか、100%はともかく90%は完全にならないと、事業としては成り立たないわけでありまして、75区画の中にどれだけの人が住むかということです。2人ずつ住んだとしても、最低というか、150人ぐらい住むだろうと。その御家庭に子どもさんが、普通でしたら生まれるわけですね。75世帯ですから、100人ぐらいは、とらぬタヌキかどうかわかりませんが、一般的には100人ぐらいの子どもたちが生まれるのではないかなというふうに思っています。

今、般若中学校の生徒数、何人ですか。110人ですよ。1つの事業で1中学校の子どもたちが、順調にいつてですけれども、できてくるということでもあります。ここ1点だと思えますよ。全て転入者でないかもわからないけれども、150人の大人が住み、子どもが100人増える。一軒一軒の一人一人の一家族一家族の転入があったとしても、100人の子どもはできませんよ。この事業、やっぱり何としてでも成功といいますか、難しいハードルはあるにしても、何とかしてこぎつけなければならないのではないかなと思っております。

この事業がうまくいくと、例えば、出町市街地の土地区画整理、砺波の売りですよ。これの2番手になるのではないかなというふうに思っています。砺波市がこれだけ魅力があるのも、市街地の土地区画整理が、先見の皆さんが取り組んだ結果であります。庄

東地域において、この宅地造成、住宅団地もしかりであります。そうすれば、あそこにまた活気が戻り、1中学校の子どもたちができるのではないかな。また、できるようにしていかなきゃいけないというふうに思っています。

きのう、代表質問、一般質問でもいろんなことが出ていました。それは、当局はちゃんと把握、掌握しておられます。分担金にしろ、それから条例改正にしろ、全て掌握しておられるわけでありますから、このことがやっぱりなし得るためにどうするんだということやってほしいし、これが一回ポシャるといいういはよくないですけども、これができなかつたら、庄東地域においては、また、人口減少地域においては、取り組まなくなる前提にもなるわけです。

ぜひとも、やっぱり議会としても来年は楽しみにして、いろんな議案として出てくると思っています。その議案が示されたときに、しっかりと精査して、議会としてでもこのことに取り組んでいきたい。議会の熱が当局を動かすわけであります。当局が勝手にやるわけじゃないです。議会が求めて、議会の熱が当局を動かす。こういうふうな事業展開になるように、委員会とすれば、昨日から委員協議会の中、いろんな中で話してきたことを申し上げておきたいと、このように思っております。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 地元の方の熱意も、今ほど議員の熱意もあって、熱くて熱くてならんがですけども、答弁、よく聞いてほしい。やらないって一言も言っていないですよ。それで、議員さんは聞いてきて、やりゃいいねというのは簡単ですけど、やっぱり行政というのは、そこら辺、いろんなものを見なくちゃいけないわけですよ。ですから、例えば、今まで類似のものが同地区でやったときにどうなっていたか。その人たちから見たら、今のはどうなのかということもあります。ですから、それだけじゃなくて、いろんなことを調整しなくちゃいけないんですよ。だから、やりたくないということは、一言も誰も言っていないと思いますし、今の言われ方は、まるで当局が足を引っ張っているような言い方なので、いかがかなと思います。

いずれにしても、今ほど、議会もそういう趣旨だと、議会全体かどうかわかりませんが、ということですから、ぜひ、地元の方としっかり意見を合わせていただいて、また、議会の中でも議員間でしっかりお話をさせていただいて、行く方向だということであれば、我々の提案についてしっかり御審議いただいて進めればいいというふうに思っていますので、その点、誤解のないようお願いしたいと思います。

そこら辺は、今聞くと、まるで当局が嫌々やっているみたいなふうに聞こえるので、そんなことはないのですね。ただ、やっぱり調整しなくちゃいかんことがあるのは、当たり前なんですよ。あのときの新年度に向けてというのは、ある意味、自分たちでもけつを決めているわけですよ。そこら辺もよくわかってほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。今日は全議員がおられますから、聞いていると思いますので。

○山森副委員長 ありがとうございます。これは、市長の言われるとおりで、全議員がやっぱり議会としてこの問題をどうしていくかという大変重要な問題だというふうに思っていて、ただ、そんなひどい悪考えして、後ろ向きに消極的にこの問題を議会として捉えているわけでもないし、私自身もそういう、聞こえたかもわかりませんが、そういうことは思っておりません。

市長が一昨日の答弁で、新年度に向かってこのことを取り組みたいということをはっきりとおっしゃっていますから、そのように解釈をいたしております。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 私からは、先般、6月議会のときに林委員のほうから、砺波市の宅地開発はどのような現状にあるのかという質問があったと思うんですけども、私も幾つか把握はしているんですけど、再度、宅地開発について、どんな現状にあるのか、お示しをしていただきたいなと思っております。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 川岸委員の御質問について御説明いたします。

6月議会のとき、例えば、昨年度何件ぐらい開発行為の申請があったというような御質問だったと思います。それにつきまして、済みません、先日は調べておりませんで、説明できなかつたんですけども、平成30年度につきましては、開発行為といっても幾つか種類がありまして、分譲住宅ですとか、あと商業系の開発、いろいろあるんですけども、分譲住宅系は1件だけでございます。市役所のちょうど東側で今、家が何軒か建ち始めている。あそこの区画ですね。あそこ1件だけございました。

答弁は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 それで、公共施設の開発指導要綱、これ、平成7年4月に施行されたのではないかなと思っているんですね。この中には20条、書いてあります。そして、公共施設の整備基準というものは51条からなっているわけです。その中で、私、読んで、4

7条、砺波市の場合、250平米となっていますよね。各市町村と比較してもでかいんじゃないかなという。今、若い世代のニーズが、そんな250平米のものを買うのかなというようなのはあるんですけども。ほかの市と比較してちょっと高いんだけど、この現状はどのように見ておられるんですね。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 今ほど、委員がおっしゃったように、1区画が250平米以上というふうにしております。この区画でございますが、いろんな市町村、富山県内の市町村がございますけれども、その中でも割と大きいほうであるのは事実でございます。ただ、平成7年の当時から、砺波市の独自色といいますか、豊かな住環境というのも1つ、魅力になると思いますけれども、そういったような思いも含めて決めた数字というふうに聞いております。これをどうすればいいのかは、今考えている最中でございまして、ただ、これまでもたくさんの宅地の開発がされているわけでございますが、その250平米というのもあっての現状というのも大切な要素ではないかなというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 やはり開発するとなると、調整池もつくらなければいけない。それから公民館、例えば、この条例によると50戸以上100戸までは170平米というのが必要になってくるわけですよね。そうすると、ある程度、緩和してもどうかという感じを持つんですけども、その点、これを改善するという事を考えていらっしゃるのかどうか。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 この後も幾つか条件のことを言われるんだと思いますが、よく考えてほしいのは、私も高岡土木事務所にいたときに、あのとき、高岡土木は、砺波市も見ていたので、開発のいろんな案件が来ました。砺波市は、確かに大きいんです。あのときに、何で大きいのかという話を聞いたときには、さっき課長も言いましたけど、独自色だということと、やっぱり砺波というのは、ほかのまちと違うんやと。面積は広いけど、実は、そこに例えば、カイニョまで作りませんけれども、少し木を植えていただくとか、そういったことでほかのまちとの差別化を考えているんだという話でした。

あのとき、当時の市長は岡部さんなんですかね。相当、やっぱりその辺については思

いがあったようだと思いますし、また、市民もそれに応えられたから、このいい環境が
できているわけです。不動産屋は、それは、売れりゃいいわけですから、少しでもいろ
んな制限が少ないほうがいいと思いますけれども、安易に何でもかんでもそっちの方向
を向いて、本当にいいかは、委員さんもしっかり考えてほしい。非常に小區画で、あま
り言ったら言いにくいかもしれませんが、建て売りのばたばたとしたものが建って、
その人たちは、一旦入るかもしれないけど、次のときに、いよいよ税金を払ってくれる
ころになってほかのまちへ行っちゃうかもしれない。そういうのもあるわけですから、
砺波市が何でこういうまちになったかということ、やっぱり砺波市はしっかり考えて
ほしいと思います。

もちろん、開発要綱の中には、ちょっとどうかなというものも幾つか、私も散見しま
したので、それはしっかりと直そうと思っていますが、面積のことについては、私は今
ニュートラルです、正直。どっちがいいかわかりませんが、そういった過去の先人がそ
う思って歯を食いしばって頑張ってきたことを、安易にぽこっと変えていいのかとい
うことは、一回考えた上で、いや、しかし、時代が変わってきているんだし、これから
このままではやっぱりあかんのやと。

それから、今、いろんな住宅を建てる時の考え方も、例えば、景観条例をやって、
あと、結構、皆さん、自分たちでいろいろ考えて、住宅メーカーもいろいろ考えていた
だいて、田んぼの真ん中に真っ赤っかのうちは建っていません。ですから、ある程度、
いけるのかなという考え方もありますが、一方でそういった経緯もあったこともしっかり
考えて、皆さん方も議論していただきたいなと思います。その上で、さっきも言いま
したが、直すべきものは幾つかありましたので、それはしっかりと直しますが、特にその
部分については、ほかのものとは一緒に考えないで、しっかりと背景も含めて議論して
ほしいと思います。よろしくお願いします。

○山田委員長 林委員。

○林委員 あちこちで本当に今から開発行為が進んできて、裏話はどんどん出てきていま
す。地元との話し合いの中で一番問題になるのは、やはり公民館という施設の中の、入
会してもらったら公民館費用を出してくれと、そういう問題が裏側では物すごい話が出
ておまして、開発行為の中の一つの邪魔なものではないかなと思っております。

砺波市の要綱に、実は50戸以上をする場合には公民館の敷地面積を確保しなさいと
かというのはつくってありますけれども、やはり建てたものでないとなかなか入りづら

いんじゃないかと。だから、全部50戸以下の団地造成になっていってしまって、さっき川岸委員がおっしゃったように、小さい面積、小さい面積になっていこうとするわけです。

小さい面積になって、さあ、いざ、入っていくというときに、公民館ちゃ何けというような、今の若い人たちはそういう状況ですね。そんなもの要るがけと。何かちょっと時代感覚がずれてきて、大変。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 不動産屋あたりがそういうことを言っている話は、私も聞こえてきます。ただ、この間、あれは南般若の石南の公民館、改修をされました。あそこ、もともとの集落の人たちは高齢化もしていて、公民館、まあいいかなという感じだったんですが、団地に来た人が、公民館が欲しいということで作られたんです。だから、確かに、今の最初のときはわからないかもしれないけど、砺波の強さは地域の力じゃないですか。地域のそういった、公民館の金が、それが全てかとは言いませんけれども、やっぱりそういったことで地域の人がまとまるということを砺波はすごく重視しているんだよと、そういったことを安易にやめていいのかという気はします。

みんな49でやるじゃないかというのも、おっしゃるとおりで、これ、じゃ、例えば、40にしたら、今度、みんな39になるわけで、そこら辺はやっぱり彼らの良識を考えたいと思います。

それから、さっき川岸さんが言われたように、調整池もそうです。雨の降り方、全然違うじゃないですか。また、でかくせなならんやないかという意見まであるぐらいですよ。そういった中で、もちろん、一方で農地防災の仕事とか進んで、かなり状況が変わってきているところがあるんだけど、合理的にちっちゃくする理由というのは、なかなか見つけにくいと思います。

そういう点も含めて、何回も言いますが、今までやってきたことを、今、状況が変わったからといって、単純にすっすっとならして変えていいかということもよく考えていかないとだめだと思いますので、さっきの石南の話なんかを見ていると、やっぱり砺波はそういうところが強みなんだなということを改めて思いましたので、一方で高齢化ばかりになって、その維持さえできんがやというところもたくさんあります。そんなこともあります。やっぱり最初に入るときには、さすがに70になって家を建てて入る人はあまりおらんと思うので、まだ元気な人たちだから、いつかは絶対要るようになると思う

んですよ。だから、規模とかはいろいろ考えればいいので、安く上げる手もあるので、そこら辺は、砺波市というのは差別化されて、ちょっとすてきなまちなんだよというの
も忘れちゃいかんのじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺、また、実際、
ビジネスの部分と話も一致しない部分もありますが、これからいろいろ議論をして進め
ていきたいと思います。

○山田委員長 これに関連して、あと、よろしいでしょうか。

あと、ございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 きこの新聞にも、となみチューリップフェアのお題が30万人を目指して
ということで、キーワード「Wa!」ということで、4つの「Wa!」のことに集めら
れる。これは非常にいいことだと思っているんですけども。

それで、私たち議会も市民との意見交換会をやったんですけども、その中にチュー
リップ公園の整備について幾つか意見が出されたということです。と申しますのは、平
成31年2月定例会の議事録を見ますと、このことについて、当時は、山田委員長
が質問がされているんですけども、この答えが喜田部長さんだったかな、出ておるん
ですが、平成23年3月に策定した砺波チューリップ公園整備基本計画に基づき、今進
めていくということだったと思うんです。

その中に、芝生広場の御提案があったと思うんですけども、それともう一つは、大
型遊具の整備について、美術館の横、その整備について要望というか意見が出された
んじゃないかなと思っているんですけども、それについては、今、市民の皆さんと意
見を聞きながら進めていきたいという答えではなかったかなというふうに思っている
んですけども。同じことが去年の市民との意見交換会の中でも、この芝生の問題、それ
と遊具施設の問題等が出てきているものですから、やはり我々も市民の出された意見に
応えていかなければならないものですから、そこら、その後、どのようになってきたの
かなということ。

通年的に、やっぱり公園として活用していくということも大事なことだろうと。防災
上のこともよくわかっています。そこら、市民の声もありますので、その後の経過につ
いてお示しただければなと思っています。

以上です。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 川岸委員の御質問についてお答えいたします。

今ほど、ほとんどしゃべっていただいたと思いますけれども、2月の定例会で答弁したとおりでございますけれども、芝生広場と大型遊具のことですが、基本計画の中では、例えば、芝生広場のほうは、管理棟の前のほうですけれども、通路をなくしたり、あと、暗いイメージのある生垣をなくしたりして、開放的な空間にしようというようなことを御説明しております。

大型遊具の整備につきましても、美術館北側の遊びの広場に集約したいというようなことを説明させていただきましたが、まだ、それ以上の具体的な計画と申しますか、話し合いは進んでいない状況でございます。

あと、通年の話でございますけれども、御存じのとおりだと思いますが、平成29年ごろからかなり大きくなっていった街路樹を結構伐採しまして、割と明るい空間にしております。そういったこともあってか、訪れる方も結構多いのではないかなというふうに思っております。芝生広場、遊具も大切ですが、今ある施設をより使いやすくしているというのも、少しずつですが手をかけてやっておりますので、そういったような取り組みも御理解いただければというふうに思います。

答弁は以上でございます。

○山田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 ほかに御意見、ございませんようですから、以上で、市政一般における本会議の所管事項についての質疑を終了いたします。

市長を初め、当局の皆さん、お疲れさまでございました。委員の皆様は、しばらくお待ちください。

○山田委員長 それでは、お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思います。御異論ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申し出について)

○山田委員長 次に、閉会中継続審査についてを議題といたします。

本産業建設常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申し出ることといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時33分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 山 田 順 子